

周南市特別会計条例の一部を改正する等の条例制定について

周南市特別会計条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市特別会計条例の一部を改正する等の条例

(周南市特別会計条例の一部改正)

第1条 周南市特別会計条例(平成15年周南市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号を削る。

第2条の表徳山第6号埋立地清算事業特別会計の項を削る。

(周南市徳山第6号埋立地清算事業基金条例の廃止)

第2条 周南市徳山第6号埋立地清算事業基金条例(平成15年周南市条例第74号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

周南市特別会計条新例新旧対照表

(参 考)

現行		改正案																
<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) (6) 徳山第6号埋立地清算事業特別会計 (歳入及び歳出) 第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別会計の区分</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>徳山第6号埋立地清算事業特別会計</td> <td>財産収入、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金</td> <td>埋立地清算事業費及びその他の諸支出金</td> </tr> </tbody> </table>		特別会計の区分	歳入	歳出	(略)	(略)	(略)	徳山第6号埋立地清算事業特別会計	財産収入、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金	埋立地清算事業費及びその他の諸支出金	<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) (削る) (歳入及び歳出) 第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別会計の区分</th> <th>歳入</th> <th>歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		特別会計の区分	歳入	歳出	(略)	(略)	(略)
特別会計の区分	歳入	歳出																
(略)	(略)	(略)																
徳山第6号埋立地清算事業特別会計	財産収入、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金	埋立地清算事業費及びその他の諸支出金																
特別会計の区分	歳入	歳出																
(略)	(略)	(略)																